

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	移動式積層棚の取得及び組立	入基LPS-Q-71042	
		承認	令和 8年 6月16日
		作成	令和 8年 6月16日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		要求部隊等名	2輸空整備群整備隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊入間基地で使用する移動式積層棚（以下、製品という。）の取得及び組立（以下、役務という。）について規定する。

1.2 関連法令等

- a) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- b) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

1.3 一般事項

- a) 役務に関して発生する全責任は、契約の相手方が有する。
- b) 契約の相手方は、労働安全衛生法をはじめとする各種法令を遵守する。
- c) 官側は契約の相手方の監督責任のもと発生した災害または作業員の傷害についてはその保証及び責任を負わない。
- d) 役務にて使用する資材、機材及びそれらを運送し運用するための費用及び燃料油脂類については契約の相手方が準備し、管理する。
- e) 役務において、仕様書と現場との内容に相違がある場合、その他疑義が生じた場合は監督官を通じて契約担当官と協議し、その後の指示に従う。
- f) 契約の相手方は契約締結後、役務の実施について監督官と速やかに調整を行う。
- g) 役務に関して調整が必要な場合、監督官を通じて契約担当官と協議し、その後の指示に従う。
- h) 契約の相手方は、作業中に契約の相手方の責任による人身事故及び物損事故を発生させた場合の損害賠償について、全ての責任を負う。

品名又は件名	移動式積層棚の取得及び組立
--------	---------------

2 履行場所

調達要領指定書のとおり。

3 製品に関する要求

調達要領指定書のとおり。

4 役務に関する要求

調達要領指定書のとおり。

5 その他の指示

調達要領指定書のとおり。

6 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官の定める監督・検査実施要領に基づき実施する。

7 その他の事項

7.1 基地内共通事項

契約の相手方は、基地において法令及び基地で定めた規則を遵守しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官及び検査官（以下、監督官等という。）の指示に従う。

- a) 契約の相手方は、役務の現場において基地の電力及び給水を使用する場合は官側の支援を受けることができる。細部は、契約担当官と調整する。
- b) 契約の相手方は、基地及び基地の施設への立ち入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、基地司令等の許可を受ける。
- c) 契約の相手方は、基地内において役務に必要な場所以外への立入りは行わないほか、細部は監督官等の指示に従う。
- d) 契約の相手方は、基地内で知り得た情報について第三者に漏らしてはならない。
- e) 契約の相手方は、基地内における写真撮影について役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官等の許可を得る。また、写真、フィルム及びデータについて、監督官等へ提出後、完全に消去し、保持しない。
- f) 契約の相手方は、役務に関するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用し、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持しない。

7.2 その他

この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約の相手方が関連法令等に基づき実施する。その際、疑義が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受ける。

8 問い合わせ

調達要領指定書のとおり。

調達要領指定書	発 簡 番 号							
	調 達 要 求 番 号	30082						
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年6月25日						
	作 成 部 課	2輸空整備群整備隊						
	作 成 年 月 日	令和 8年 6月16日						
品 名 又 は 件 名	移動式積層棚の取得及び組立							
仕 様 書 番 号	入基LPS-Q-71042							
指定事項： 2 履行場所 航空自衛隊入間基地（図1～図2のとおり。） 3 製品に関する要求 この仕様書で取得及び組立する製品の品名、規格及び単位は表1のとおり。 表1－品名、規格及び単位 <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>規格</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>移動式積層棚</td> <td>TRR-0002／アクティオ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）</td> <td>台</td> </tr> </table> 4 役務に関する要求 契約の相手方は表1にて取得した製品を官側の指定する場所で組立を行う。 4.1 組立場所 組立場所は図2のとおり。 a) 組立場所は床面を保護するためプラスチック段ボール又は同等品で養生処置を行なう。また、火花等の発生が予想される場合は防炎性のある素材を使用し、火災の発生を予防する。必要な養生範囲については契約締結後に監督官と調整を行い決定する。 4.2 役務は、令和9年3月1日から令和9年3月26日の間で行う。契約の相手方は役務の開始日及び細部日程について契約締結後速やかに監督官と調整する。 4.3 役務の実施時間は平日の08：30から17：00を基準として実施するが、細部については監督官と調整する。ただし、役務実施時間外に役務を実施する必要が発生した場合については監督官と調整し、実施の可否について確認を受けた後に実施することが出来る。 5 その他の指示 5.1 提出書類 契約の相手方は、作業工程表及び火花の発生が予想される場合は火気使用申請書を作成し監督官に提出する。 a) 作業工程表の様式は契約の相手方の任意様式とする。 b) 火気使用申請書は官側所定のものを契約の相手方が記入し提出する。 c) 作業工程表及び火気使用申請書は土、日、祝日を除く役務の開始日の3日前までに監督官に提出する。			品名	規格	単位	移動式積層棚	TRR-0002／アクティオ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	台
品名	規格	単位						
移動式積層棚	TRR-0002／アクティオ 又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）	台						

d) 作業工程表及び火気使用申請書の内容に変更が生じる場合、速やかに監督官に変更版を提出する。

5.2 事故防止

契約の相手方は、役務実施区域において、常に整理整頓を行い、特に危険箇所の標識の表示及び点検を行う等、事故防止につとめる。

5.3 清掃

契約の相手方は、役務の終了後役務実施場所の清掃及び異常の有無の確認を行い、清掃後は監督官の確認を受ける。

8 問い合わせ

この仕様書の問い合わせ及び監督官との調整は、第2輸送航空隊整備群整備隊（電話番号：04-2953-6131（内線3762））とする。

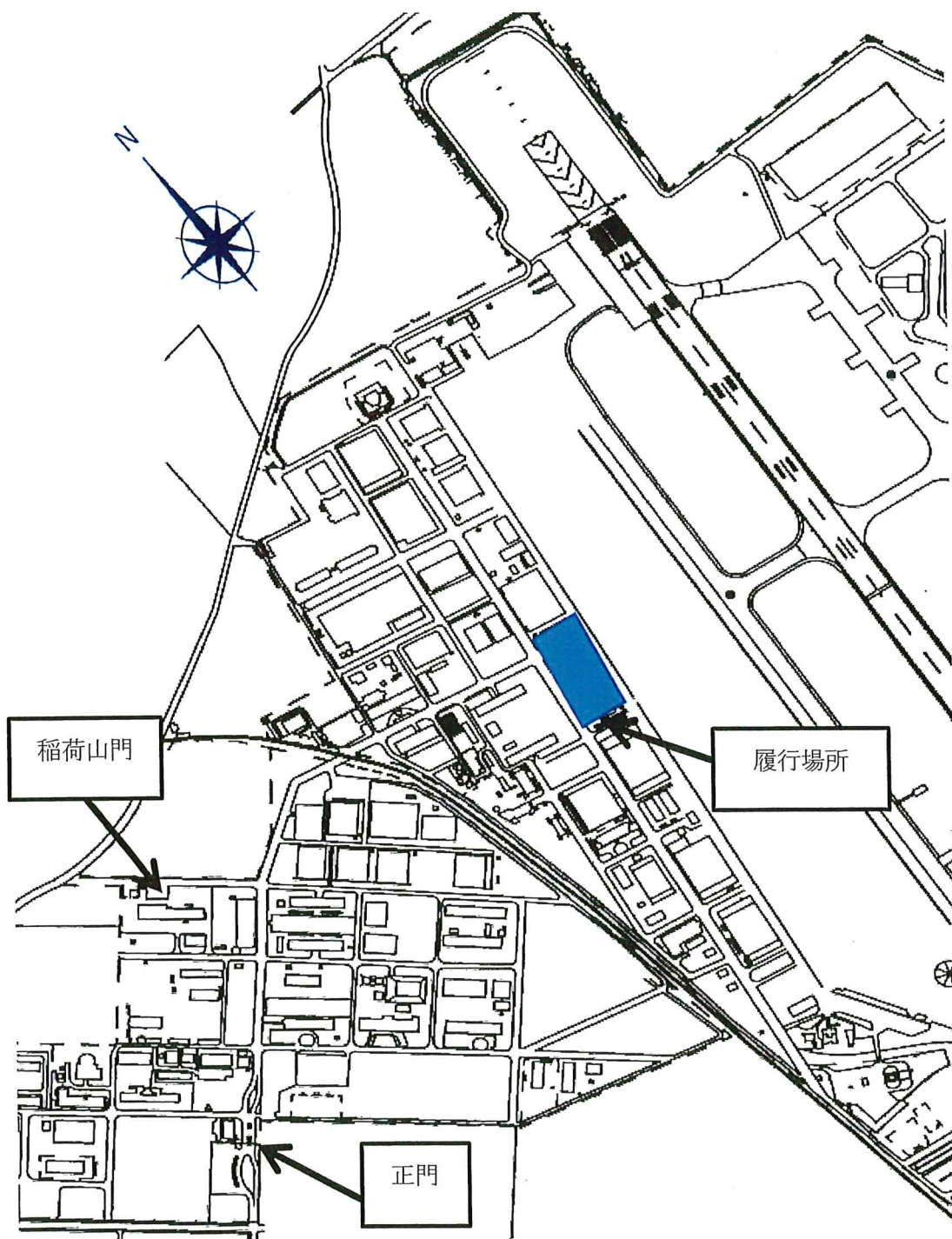
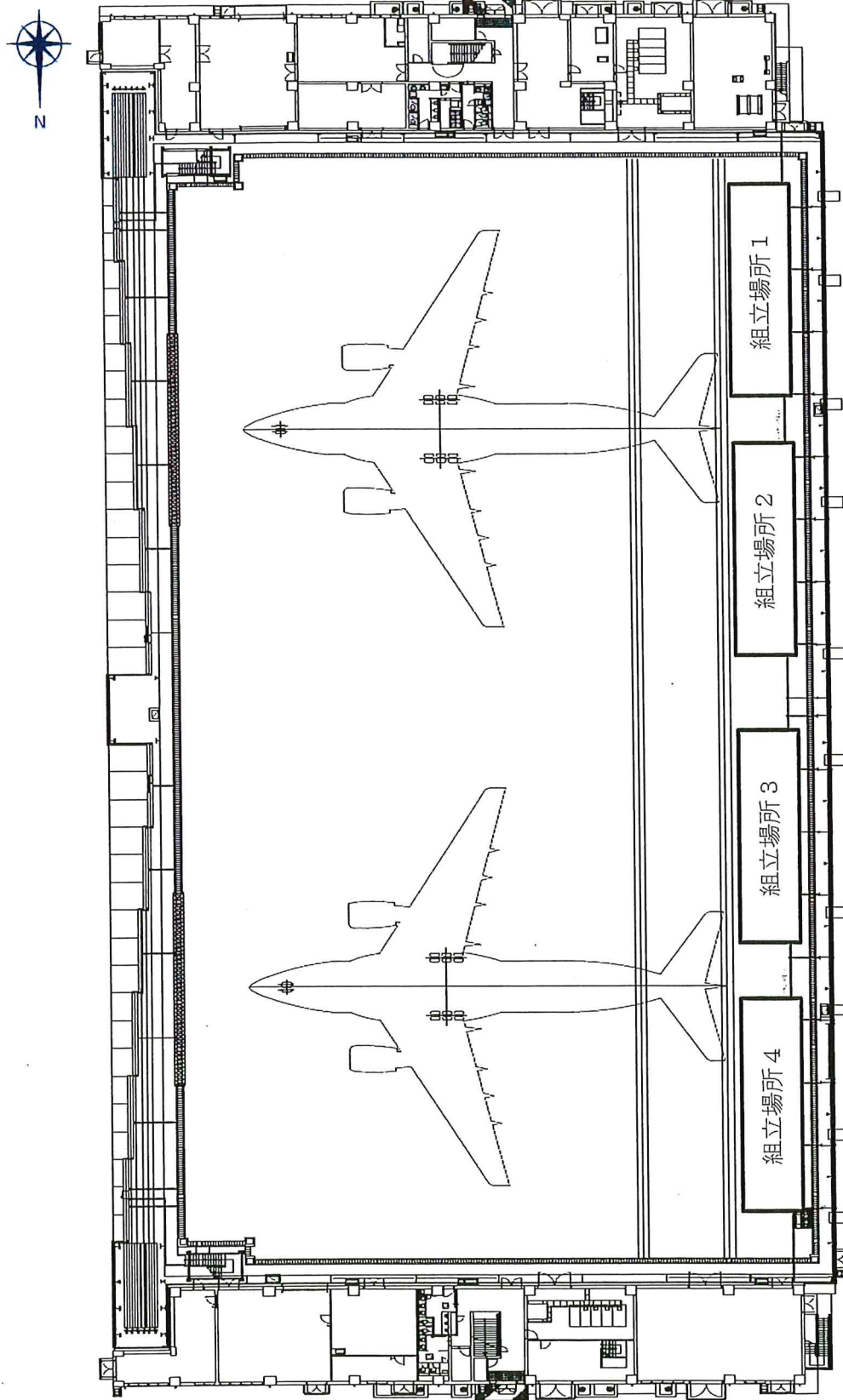


図1－履行場所



※図中の航空機は格納時のイメージであり、役務時には格納しない。

図 2 - 組立場所